

弊行における「再生可能エネルギー ABL」 の取組みについて

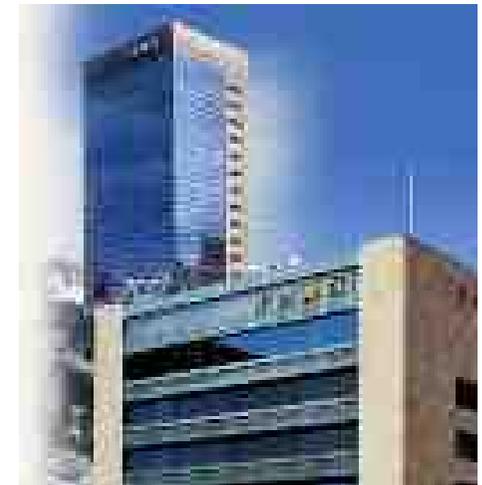
平成25年11月18日(月)

法人営業部 法人業務G
小澤

JUROKU
BANK



十六銀行



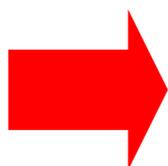
- H24.7以前から問い合わせが増加基調
 - … 情報が不確定ななかでの問い合わせ増加

- 専用商品の必要性を認識
 - … プロパー対応の限界 目線の必要性

- 営業部店への教育にかかる必要性を認識
 - … 制度そのものが理解されていない 教育の必要性

- お客さまへの周知にかかる必要性を認識
 - … 適時適切な情報提供

- 「再生可能エネルギー」と「ABL」の組み合わせた訳
 - … モニタリングの重要性の認識 「真の実態把握」・「俯瞰」・「鳥瞰」



全ての「？」を解消させるため

本部内に専担者を配置(別途兼務者も配置)

営業部店と帯同訪問実施

事業計画検証から事業開始・運用に至るまで全て携わる

再生可能エネルギー事業にかかるマッチング企業群構築

専門的なセミナーを開催

(H24.9「第一回 太陽光発電 事業化検証セミナー」)

(H25.3「第二回 太陽光発電 事業化検証セミナー」)

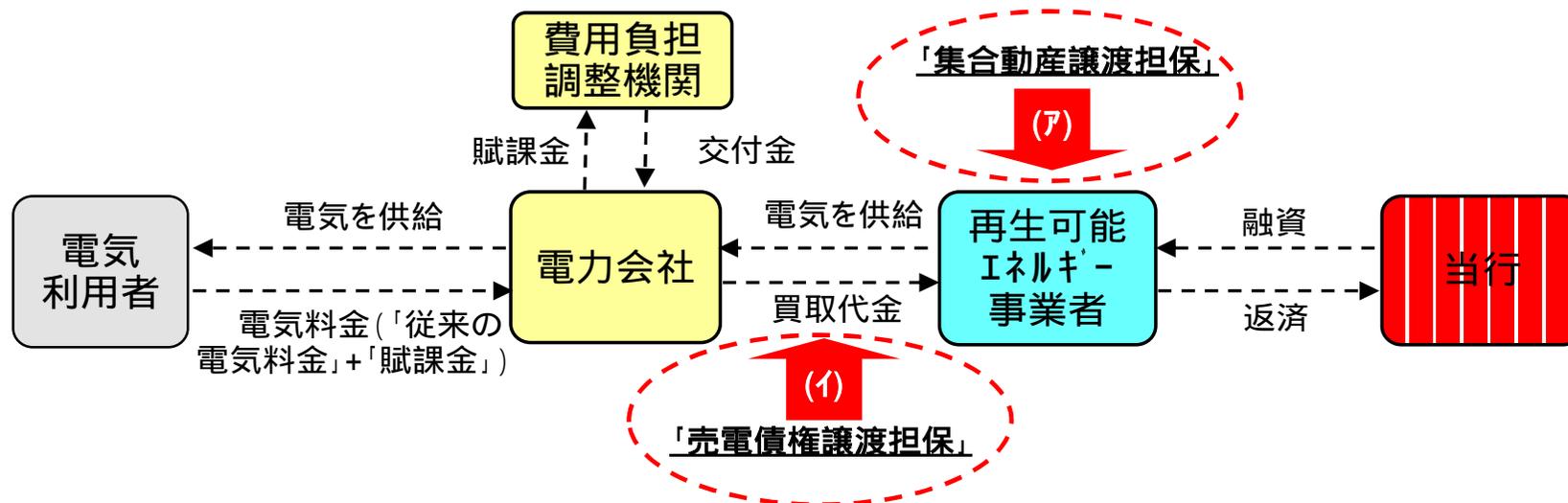
営業部店への教育・情報展開

専用商品の開発



本事業にかかるワンストップでのソリューション提供を目指す
(再生可能エネルギー事業案件のプラットフォーム化)

「再生可能エネルギー-ABL」商品概要



- (ア) 太陽光パネル等発電設備を担保目的物とした集合動産譲渡担保を設定
- (イ) 電力会社より事業者宛支払われる売電料金を担保目的物とした債権譲渡担保を設定

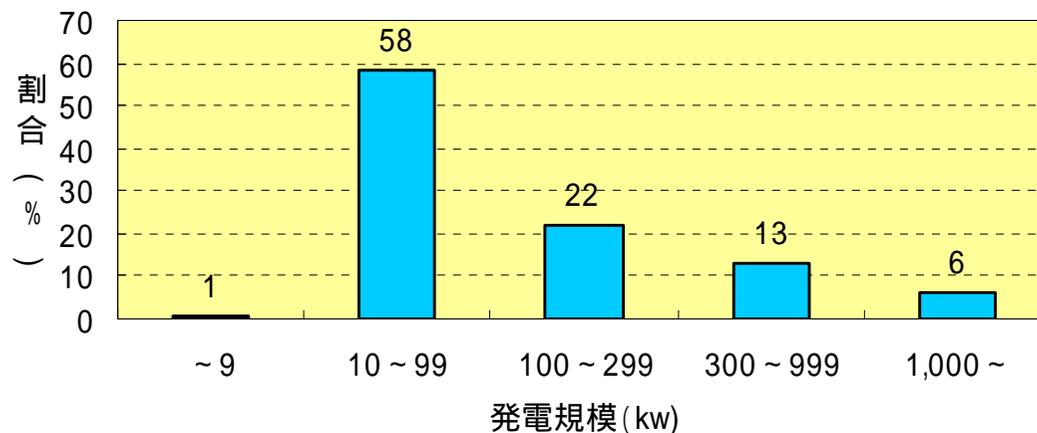
弊行より再生可能エネルギー事業者に融資
 事業者は電力会社との契約に基づき、発電した電気を電力会社に供給
 電力会社は電気利用者(一般家庭・企業等)に電気を供給
 電気利用者は電力会社に「従来の電気料金」に加え、固定買取額の源泉となる「賦課金」を支払う
 電力会社は「賦課金」を費用負担調整機関に支払う
 費用負担調整機関は電力会社に対し、買取費用の交付金を支払う
 電力会社は事業者に買取代金を支払う
 事業者は買取代金およびその他の事業収益により融資返済

商品名	「再生可能エネルギー-ABL」
ご利用いただけるお客さま	再生可能エネルギー-固定価格買取制度をご利用される法人・個人事業主
資金用途	再生可能エネルギー-事業(太陽光・バイオマス・風力・地熱・中小水力)に必要な設備・運転資金
融資形態	証書貸付
融資金額	500百万円以内
融資期間	固定価格買取制度の買取期間以内
返済方法	元金均等返済
融資利率	当行所定の利率(変動金利・固定金利) 固定金利は融資期間10年以内の場合
担保	・売電債権譲渡担保 ・集合動産譲渡担保
保証人・その他担保	所定の審査による

【顧客の反応】

- セミナーの反響 …… 200名募集に対し、400名の参加
- 商品リリースの反響 …… 全国から問い合わせ有り(事業検討者7割・業者3割)
- お客さま面談時の反響 …… 専門業者さまの提案書に対し、的確な助言
- お客さまからの質問 …… 業界動向・収支・リスク・制度そのものなど多岐に亘る
- 営業部店の反応 …… 審査するうえでのメルクマール定義によって統一的な与信判断醸成
お客さまへの積極的な情報提供

【件数基準取組案件規模(相談ベースも含む)】



- 発電規模はさまざま(風力はなし)
…… 10kW未満~メガソーラーまで
- 設置場所もさまざま
…… 遊休地・賃借土地
…… 賃貸不動産屋根・工場倉庫屋根
- 事業(本業)主体もさまざま
…… 一般個人~一般事業法人・SPC

□ 買取価格動向

(附則第7条:法施行から3年間に限り、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮)

□ 再エネ事業のヒストリカルデータ

(金融機関は勿論のこと、事業者も検証したがつている)

□ 「不確定な収入」と「不確定なコスト」

(実績の重要性)

□ 再エネ事業 = 新たなマーケット創出

(事業者・関連業者・金融機関など各立場による経済効果)

など